

平成27年第3回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月15日（火曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

| | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| 議長（10番） | 水垣 正弘君 | 副議長（9番） | 大久保 武君 |
| 1番 | 国府田利明君 | 2番 | 大里 岳史君 |
| 4番 | 大久保弘子君 | 5番 | 上野 政男君 |
| 6番 | 中山 勝三君 | 7番 | 生井 和巳君 |
| 8番 | 相沢 政信君 | 11番 | 小島 由久君 |
| 12番 | 宮本 直志君 | 14番 | 湯本 直君 |

本日の欠席議員

3番 廣瀬 賢一君

説明のため出席をしたる者

| | | | |
|--------------------------|--------|--------------------------|--------|
| 町 長 | 大久保 司君 | 副 町 長 | 生井 光男君 |
| 教 育 長 | 高橋 昇君 | 会 計 管 理 者 | 上野 真一君 |
| 秘 書 課 長 | 谷中 聰君 | 総 務 課 長 | 鈴木 一男君 |
| 企画財政課長 | 青木 良夫君 | 税 務 課 長 | 野村 勇君 |
| 町 民 課 長 | 塚原 勝美君 | 福祉保健課長 | 相田 敏美君 |
| 生活環境課長 | 内山 博君 | 産業振興課長 | 青木 喜栄君 |
| 都市建設課長 | 生井 俊一君 | 上下水道課長 | 柴森 米光君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 秋葉三佐男君 | 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 水書 正義君 |
| 公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長 | 青木 和男君 | 給食センター 所 長 | 鈴木 忠君 |
| 総 務 課 参 事 | 生井 好雄君 | 企 画 財 政 課 参 事 | 中村 弘君 |

議会事務局の出席者

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 高野 実 | 補 佐 | 小林 由実 |
| 主 任 | 田神 宏道 | | |

議長（水垣正弘君） 初めに、今回の台風18号の影響に伴う大雨、洪水により被災された皆様、一時避難を余儀なくされた皆様に、八千代町議会を代表いたしまして、心からお見舞いを申し上げます。また、救援、救助に全力を挙げ、ご尽力をいただいた町消防団を初めとする関係各位に対しまして、敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

議会に先立ちまして、八千代町災害対策本部長の大久保町長より、今回の豪雨に伴う経過について報告したい旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま議長の許可がありましたので、台風18号接近に伴う豪雨災害に関する経過についてご報告申し上げます。

9月7日月曜日、日本の南海に発生した台風18号が、9日水曜日には、愛知県知多半島に上陸し、関東、東北において甚大な被害をもたらしました。水戸気象台の解析雨量では、7日月曜日18時から11日金曜日12時までの90時間の総降水量は、県西地域と県南地域で200ミリを超える雨を解析し、特に古河市や境町、坂東市などでは、300ミリを超えたところがありました。下妻市のアメダスによる累計降水量は228.5ミリを計測したところであります。

八千代町においては、9日水曜日、台風の影響による雨量の増加に伴い、町内の巡視及び冠水等による交通規制等の対応を24時間体制で実施し、また鬼怒川の水位上昇に伴い、八千代町消防団に協力要請を行い、駒城橋、長塚橋、大形橋に各分団を配置し、24時間体制で警戒に当たってきました。

そうした状況の中、町では気象庁の各種情報や下館河川事務所からの水位情報、危険情報等を参考に、警戒態勢を第2配備に位置づけ、さらに巡視の強化や今後の対応策への準備を進め、10日木曜日午前5時55分には災害対策本部を設置し、継続的に被害状況調査や対応に当たっております。午前7時には避難勧告を発令し、防災無線や消防団による避難所への誘導を行っております。その後、7時45分に茨城県に大雨特別警報が発令され、町でも発令を避難指示に切りかえました。

避難所につきましては、西豊田小学校、川西小学校、東中学校、町立総合体育館に避難所を設置し、その結果、午後1時20分時点で、合計541名の避難者がありました。

町内の被害状況でございますが、人的被害については、現時点においても報告を受けていない状況あります。建物等の被害については、現時点で報告を受けておりますのは、床上浸水が2件、床下浸水が9件、その他町内各所において道路の冠水が確認され、応急手当として交通規制等を行ってきたところであります。

農用地関係につきましても、冠水による被害が多数発生しており、引き続き農作物の被害状況の情報収集、把握に努め、対応してまいりたいと考えております。

なお、今回の災害に対し、八千代町におきましては、避難所開設に伴い災害救助法の適用となったことをご報告申し上げます。

また、皆様もご承知のことと存じますが、鬼怒川の堤防の決壊により大規模な被害を受けております常総市には、9月11日にパンや非常食約1,260食、飲み物475本等の食料品と、毛布、マット等の資材それぞれ70枚を緊急に提供させていただいたところがございます。また、保健所からの引き合いによりまして保健師2名を毎日送っており、さらに12日においても、職員組合において33名で炊き出しを行っております。今後とも県西10市町村におかれまして、毎日2名ずつということをございまして、八千代町においては来週から職員の派遣等も考えております。

そのほか憩遊館におかれましては、いろいろほっとランド等におかれましても無料開放しておりますので、12日から石下地区、常総市の人たちにおいては無料開放しております。タオル、あるいは歯ブラシにおかれましても無料開放でございます。3日間で536名の入浴者があるようございまして、今後とも9月いっぱい、またさらに状況によりまして延長したいとは考えております。

いろいろな状況報告いたしました但、皆様のさらなるご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、報告にかえさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 以上で、大雨洪水に関する経過報告を終わります。

議長（水垣正弘君） 引き続き、ご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 (第3号)

平成27年9月15日(火) 午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長(水垣正弘君) 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきましては、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長(水垣正弘君) 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

(14番 湯本 直君登壇)

14番(湯本 直君) 通告1番ということで、トップバッターで、私のほうで質問をさせていただきますが、今町長から諸般の、この豪雨に対する報告等がございましたけれども、ご案内のとおり記録的な豪雨で、鬼怒川の堤防も決壊をいたしまして、非常に甚大な、いわゆる被害に見舞われたわけでございます。亡くなられた方もあるわけでございますので、その方のご冥福と、さらにいろいろご心配をおかけいただいた方に対して心からお礼を申し上げたいと思います。まだ、依然として15名の方の安否がわからないという新聞報道等もございますが、あるいは停電や断水等があつて、非常に大変だった

と思います。

当町においても、水垣議長、あるいは小島委員長が鬼怒川のちょうど決壊するかというような、あるいは堤防を乗り越えるかなというような、私ども川尻と野爪の間の堤防を視察に来て一緒に見たわけですが、今30分もすると、堤防に乗るのではないかというような状況でした。北部地区の大渡戸地区では、いわゆる土のうを積んでやったというような状況でございました。

非常に厳しい今回の水でございまして、私ども鬼怒川のそばですので、子どものころから川で泳いで生活した記憶もございしますが、字のとおり鬼が怒る川ということで鬼怒川ということで、非常に昔から荒れた川だそうです、先祖の方に聞くと。だから70年、六十数年前の水害のときにも、我々の地域などは腰ぐらいまでつかって、堤防が決壊した経験があるわけですが。

それからいろいろ社会情勢の変化によって、鬼怒川の砂利、砂を採取されたので、河床がずっと低下しまして、5メートルないし6メートルぐらい低下していましたので、大抵の雨では河川の中にある流作地帯の畑にも乗らない状態であったわけなので、我々も今回の雨は非常に予想もしなかったわけでございます。意外に水が多かったと、こうすることで、鬼怒川の水ばかりでなく、八千代町でも南総土地改良区近辺においては、稲の収穫がもう間近に控えているにもかかわらず、収穫ができないような状況があるということで、非常に町としても大きな損害であり、国としても大きな損害であろうと、そういうふうを考えておるわけでございます。

きょう、私一般質問の中でいろいろお聞きする予定だったのですが、人口の減少している問題と、あるいは地方交付税問題、少子高齢化対策ということで、以上、町長に考え方を聞きたいということでございます。

それから、2番の支払交付金等については、昨日の委員会等において担当課長からいろいろ説明を受けましたので、これは質問しなくてもいいだろうというふうに思っていますが、せっかく皆さんが傍聴に来ていますので、私と課長だけ、あるいは委員会だけのやりとりでなく、この問題についても課長からひとつ説明だけをさせていただきたいと、こういうふうに考えていますので、よろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。

まず、人口減少問題でございますが、これはもう当町ばかりでなく、国を上げて考えていかなければならない問題であると同時に、大変な問題だと。これは今初めて始まっ

たことでなくして、減少するのはもう何十年も前からそういう施策を講じなければなら
ないわけでございまして、私ども戦中戦後といろいろ時代の流れを振り返ってみると、
戦争に駆り出されるころのいわゆる時代は、「産めよふやせよ」ということで、みんなど
この家庭でも子どもが兄弟、私どもも7人兄弟、誰もが5人も6人も兄弟があったわ
けでございまして、当然学校の生活の中でも、兄貴が使った本をまた弟が使う、そうい
う兄弟の仲のよい生活であったわけですが、民主主義という一つのこのルールの中で、
家族構成すら壊されてきておるわけでございまして、どこの家へ行っても、1つの屋敷
の中に2つ家をつくって、親と子が別な生活をしているというのが一般的になった
ような状況でございます。こういうことで、これは八千代町ばかりでなくして、どうい
う形でこの町の活性化をしていくべきか、これは町長からもご答弁をしていただきたい
と思うのですが。

高齢化社会は、これは皆さんご存じのとおり大変な問題だと、これはもう誰も年はと
るわけですから問題はないですが、しかし若い人が少ない。やはり結婚の時期もおくれ
ているし、あるいは結婚しない、あるいは結婚できないというか、しないというか、ど
っちが本当なのかわかりませんが、そういう現状が多いわけでございまして、私の部落
なども100戸の部落ですが、まず20人ぐらいは結婚しないで、40歳近い年齢になっている
方が多いわけです。どこの家でもお嫁さんが欲しいのですが、なかなか結婚できないと、
そういう問題も、これは大きく取り上げていかなければならない問題だと、こういうふ
うに考えていますので、ひとつ町長からも、どうしたら今後町の人口をふやせることが
できるか、あるいは町の活性化につながっていくかということも、ひとつ併せてご答弁
を願いたいと思います。

問題になってくるのは、そこで町の地方交付税、いわゆる皆さんからいただいた税金
で賄えない分を、国がどこの市町村も同じように生活できるようにということで交付さ
れるのが地方交付税だと思います。そういう観点から考えると、地方交付税のいわゆる
積算基礎というのは非常に難しいわけでございまして、県あたりは相当細かく把握はし
ていると思うのですが、仮に教育関係を申し上げると、学校の校舎に、学校についての
補助率が幾ら、生徒数が幾らあるか、学級数があるとか、あるいは教職員の数とか、そ
ういうふうないろいろなものが一つの積算基礎になると思うのですが、しかし考えてみ
ると、ここ10年以内で町へもらう交付税が約8億円ないし9億円ぐらひ少なくなってい
る。今八千代の人口もそんなに減っているわけでもないのに、税収は多少上がっている

と思いますが、地方交付税のもらう金が少ないと、そういうことなので、これはやはりある程度は政治的な配慮もあるのかなというふうに考えざるを得ないわけです。

私ら議員に出る前のころは、地方交付税ということではなく、平衡交付金という形で名称を変えてもらったのですが、これはやはり政治的な配慮が多いのだというふうに人ごとに聞いていたわけですが、政治的な配慮が多いとするならば、八千代町の町長なども一生懸命、今の橋本知事の選挙などにはもろ手を挙げて応援しているので、当然その政治的な配慮はしてくれるものだというふうに私どもも考えているわけです。そういう点も併せて、まず町長からひとつご答弁をお願いしたいと思います。

いろいろ前後するかと思いますが、政治的な考え方として、進め方としては、ここも八千代町は単独で八千代町という形で合併もしなかったわけですが、この平成の大合併に、国が進めた合併に合併しなかったという、一つのこれはペナルティーもあるのかなというふうに、私なりには考えているのですが、なかなかその交付税が金額的に余り少なくなってきたので、そういう点もみんなでは考えていかなければならないと、そういうふうな時期に来ているのではないかというふうに考えているわけでございます。

今申し上げましたように、内容的には課長からも説明をさせますが、ふるさと納税についても、これは税務課のほうの課長なり、あるいは町長からの諸般の行政の報告の中で、件数とか、あるいは金額等についても報告されていますので、私のほうで申し上げなくも、傍聴の方も来ていますので、これも税務課の課長のほうから状況等も報告させたいと思います。金額的には大きい小さいということは別として、ふるさと納税というものの趣旨を随分理解していただいて、町の課長さんたちもふるさと納税をしておるようでございますので、我々議会としても、ひとつふるさと納税の中に顔を出さなければいけないのかなと、こういうふうな感じをしておるわけでございます。今後ともこの納税の趣旨を十分ひとつご理解をしていただいて、そして皆さんと一緒に歩んでいきたいと、こういうふうに考えています。

いろいろ話は前後するわけですがけれども、今の情勢の中で非常に大変だなというものは、これは誰がかじ取りをやっても大変な時期に来ているわけですが、その問題も併せて町長からひとつご答弁をいただいて、それで私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金事業についてのご質問でございますが、多面的機能支払交付金につきましては、土地改良関係の国県補助事業でございます。農用地、水路等の保全管理やその多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に対する支援を目的とし、平成27年度現在、町内で9つの地域で活動に取り組んでおります。

これまでの経過及び活動組織の設立の時期を申し上げますと、平成19年度から農地・水・保全管理支払交付金として、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対しまして支援する事業が始まりまして、町内におきましては、中結城東部地区と川西南部地区が資源保全協議会を成立しまして、活動に取り組み始めました。

その後、中結城地区を中心に事業への取り組みがふえまして、平成21年度に下山川地区、塩本地区、粕礼地区、佐野西地区、平成24年度に仁江戸地区、平成25年度には佐野東地区、さらには平成26年度に前田地区、そして本年度、平成27年度に川西地区におきまして協議会が設立され、先ほども申し上げましたとおり、現在9つの組織が活動しております。

また、平成26年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づきまして、多面的機能支払交付金としまして事業の改革がなされました。

事業の内容を申し上げますと、多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されており、農地維持支払交付金は、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げなど、地域資源の基礎的な保全活動に対して支援するものでございます。

一方で、資源向上支払交付金につきましては、さらに活動が細分化され、主なものは施設の軽微な補修や植栽活動に取り組む共同活動、そして老朽化した水路の更新、補修等の施設の長寿命化のための活動の2つに分けられます。

また、法整備に伴いまして、本年度、平成27年度からは交付金のルートが変わりまして、国50%、県25%の負担金がまず町に入りまして、そこに町負担分25%を合わせまして、100%を活動組織に交付する形となっております。

交付金額につきましては、各活動組織で設定いたしました活動区域の面積に、活動ごと、地目ごとの交付単価を乗じて算出しております。取り組む内容によっても単価は変わりますけれども、当町の活動組織の事例では、農地維持支払いにつきましては、10アール当たり田が3,000円、畑が2,000円、資源向上支払いの共同活動につきましては、田

が1,480円、畑が880円、長寿命化につきましては、田んぼが4,400円、畑が2,000円の単価で実施しているところでございます。

なお、平成27年度、本年度の9つの地区への予算の総額につきましては5,673万円で、内訳としましては、端数処理の関係上、合計額は合致いたしません、10万円単位でならしますと、中結城東部地区につきましては約750万円、下山川地区が890万円、粕礼地区470万円、塩本地区同じく470万円、佐野西地区450万円、仁江戸地区430万円、佐野東地区180万円、前田地区が260万円、最後に川西地区が1,750万円と、このような形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど納税の関係で税務課長というお話ございましたけれども、ふるさと納税につきましては寄附金行為になりますので、寄附金の受け入れについては企画財政課のほうで担当しておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

まず、ふるさと納税の納税者数及び納税額についてでございますが、昨日、9月14日現在で言いますと、申し込みベースで、件数で590件、寄附額が830万5,000円でございます。

続きまして、返礼品につきましては、本年2月に「広報やちよ」のお知らせ版や町ホームページによりまして公募をいたしまして、現在のところ当町の特産品でありますメロン、梨、米、お茶、乾麺等17品目を登録してございます。八千代町の自然の豊かさや恵みなど、魅力を伝える特産品は、寄附者の関心の的でございます。品目の拡大、季節のものに限らず、通年提供できるようなものへの拡充が今後の課題ではないかと思っております。今後、町ホームページを使った広報活動、あるいは生産者への働きかけ等を引き続き実施してまいりたいと思っております。

なお、返礼品の中で人気の高いものにつきましては、アールスメロンで204件、次いで梨の幸水168件、同じく梨の豊水95件、また時節柄米のミルキークイーン、あるいはコシヒカリ等で42件と伸びてございます。

返礼品につきましては、他市町村の状況等を考慮いたしまして、特産品と梱包、送料、消費税込みで、1件当たり5,000円で提供いただけるものを生産者等から提案していただ

いております。

今後につきましては、ふるさと納税を推進していくため、特産品の拡充のほか町民へのふるさと納税制度への周知、そして手続事務の簡素化等に努め、寄附者のご要望やご意見を尊重しながら、まちづくりの貴重な財源として進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えいたします。

現在、当町の65歳以上の人口が全人口に占める割合、いわゆる高齢化率は26%を超え、また子育ての経済的負担等から、当町におきましても少子化が進んでおります。さらに、人口減少によるコミュニティー活動の停滞や空き家問題など、多くの課題を抱えておるところでございます。特に茨城県等におかれましても、県北では非常に人口の減少率が多いということでございます。県北の太子、あるいは日立市等でも人口が減少しているような状況でございまして、石破大臣のお声がかかりではありますが、なかなか人口の増加には余り。

きょうラジオでやっておりましたが、シンガポールも日本と同じような状況でありまして、ある程度経済が発展すると、やはり人口が減ってくるということでございます。やはり経済発展と反比例して人口が減るということでございまして、シンガポール等におかれましては、その他の方から労働力を補給しているような状況でございまして、茨城県等におかれましても、ふえているのはつくば市とつくばみらい市ぐらいでございまして、お隣の古河市等におかれましても、人口が減少になる状況でございまして、八千代町も減少率は少ないのでございますが、いろいろ結婚相談等、あるいは婚活等を利用いたしまして、少子化対策を進めていきたいと考えております。特に川西地区におかれましては、小学生の入学者が少ないということでございます。川西だけでも100人ぐらいは我々としても確保していきたいと考えております。

空き家対策なども書いてありましたが、いろいろ制度を利用した中で町の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

このような課題に取り組むためにも財源が必要不可欠でございます。当町におきましては、その財源として大きな部分を占めております地方交付税の増額を要望しているところでございますが、今回の補正予算の提案理由等に申し上げましたように、今年度は

普通交付税に人口減少等特別対策事業費が新たに導入され、4年ぶりに増収に転じましたが、長期的には三位一体の改革により減少傾向にあり、ピーク時でありました平成11年度と比較しますと、およそ11億4,000万円の減収となっております。普通交付税は重要な一般財源であり、恒常的な財源の確保が喫緊の課題であります。

一方、国においても、こうした地域社会を抱える諸課題に対処していくために、平成26年4月から消費税率を改正し、引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障施策に要する経費に充てるよう使途が明確化されております。

こうした中、当町では、平成26年度の3月補正予算に、国の補助事業であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を利用した少子化対策・子育て支援として、出産子育て奨励金、中学生の外来受診分やインフルエンザ予防接種に対する助成、さらに定住促進事業として、区画整理地内の保留地購入の助成を計上し、事業を実施しているところでございます。

財政環境の厳しい中、こうした補助事業を取り入れ、一般財源の軽減化を図りながら、町税を初め保険料や使用料等の自主財源の確保に努めつつ、交付税算入がある地方債の利活用、さらに引き続き八千代町第3次行財政集中改革プランを推進し、持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。同時に県に対しても、逼迫している財政状況や地域再生への取り組みを伝え、市町村の特殊財政需要額に応じて交付されます特別交付税の上乗せを要望してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

次に、5番、上野政男議員の質問を許します。

5番、上野政男議員。

（5番 上野政男君登壇）

5番（上野政男君） 議長の許可がありましたので、通告による一般質問を行います。

まず初めに、今回の豪雨で被災されました皆さんに心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を願っております。

質問に入ります。私の質問は、大久保町長の一連の告訴された件についてであります。

大久保町長は前回6月の第2回定例会において、私的なことなので答弁を差し控えるとのことでした。新聞、雑誌、特にテレビでは全国放送され、大きな話題となり、町全体が騒然といたしました。私は町長が記者会見において、事実無根であるとおっしゃいましたが、その言葉を信じたいと思います。ここで、改めてこの事件について、この場において、町民に向けて一言メッセージがあってしかるべきと思っております。

また併せて、地方創生実現に向けて大事なこの時期にあると思っておりますので、町長は今後の町政の取り組みも含め、明確な答弁をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 5番、上野議員の一般質問にお答えいたします。

私事ということでございますが、私は佐原の人から告訴されたのが、あれが第1番目の告訴でございまして、三城ゆり子とか、あるいは美沢めぐみが、あれは付録中の付録でございまして、全国ネットで某テレビ局が話題を買ったということでございますので、あの問題は付録でございます。私も断固としてあのテレビ報道につきましては、いろいろ子どもにも取材したということでございまして、某テレビ局の報道局等が教育長に対し、電話であります。謝罪しているのが現実でございます。それらのことも、あるいは学校内のグラウンドに入りまして、野球の選手とかテニスの選手などにも取材したようでございます。本当にテレビ報道につきましては、これも含めまして、上野議員初め議員の皆様、また町民の皆様にも大変ご心配をかけました。私も事実無根のことでございますので、甚だ遺憾に思うところでございます。

今後は警察、検察が適切に判断されると考えておりますので、現在のところは私といたしましても対応を見守っていきたいと思っております。また、町政に対しても、取り組んでまいりました農業、商工会の育成、教育環境の整備など、今まで以上に発展させ、真の意味での地方創生を実現するため、今後とも議員の皆さん、町民の皆さんと一丸となり、力を合わせて全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

5番、上野政男議員。

（5番 上野政男君登壇）

5番（上野政男君） 町長の一連の事件については、今後司直の判断を見守るというこ

とだと思えます。答弁を理解しておきます。

また、今後の町政運営については、地方創生実現に向けて取り組むことと考えております。今後町の存続をかけるつもりで、全力で取り組んでいただきますよう要望して終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で5番、上野政男議員の質問を終わります。

次に、6番、中山勝三議員の質問を許します。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

質問に入る前に、このたびの大雨水害による災害を受けた皆様、そして特に堤防の決壊等により被災された常総市の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

質問に入ります。初めに、通告の1、高齢者の買い物弱者への交通手段の確保についてであります。少子化や高齢化、核家族化、若者の就労や就学による都会への移転など、社会構造の変化により、独居老人世帯や高齢者のみの世帯がふえてきております。それから、町内の各地域には、以前は食料品の雑貨店や衣料品、電気店などの商店等、かつては徒歩やあるいは自転車などでも行ける距離で商店がございましたが、そして生活必需品等を購入することができましたが、現在は町の中心部にある大型店や、あるいは自動車などの交通至便なコンビニストアなどが繁盛しておりまして、交通手段を持たない高齢者は、必要なものが容易に買えなくなっているいわゆる買い物弱者となっており、不自由をしている方がたくさんいらっしゃいます。こういう方へ手を差し伸べる必要があります。

また、この問題は、当町に限らず現在の日本社会の現象でもありまして、都市部にあっても、そして農村部、過疎地域でも同様の問題の解決のために、さまざまに取り組んでおるわけであります。また、当町では医療機関への交通の確保のため、医療巡回バスを運行させるとともに、福祉タクシーとして初乗り分を補助する制度を設置しています。まず、この福祉タクシーの利用状況はどのようになっているかをお尋ねいたします。

以前に、高齢者のみの世帯と独居老人世帯はそれぞれ約200世帯ということで、約400世帯前後とのお答えがありました。この福祉タクシーの利用条件を緩和して、買い物弱者への福祉に寄与することへの見解をお伺いいたします。

それから、もう一つの交通手段の確保としてデマンドタクシー、いわゆる乗り合いタクシーでございますが、各自治体で普及してきております。低料金で乗り合いですので、複数の方が乗り合って、それぞれの目的地を回って乗降するわけですが、自宅まで乗り合いタクシーが来てくれますので、高齢者の方は非常に助かるわけです。そこで、先行実施している古河市の資料を例として提出をしておきましたけれども、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、通告の2に移ります。町長のセクハラ（わいせつ）行為の責任についてお伺いをいたします。まずは、このような内容で質問をしなければならないということが、非常に残念であります、議員皆さんも共通認識かと思っております。

町長、あなたは6月9日の朝日新聞に、わいせつ容疑で県警に刑事告訴されていたことが報道されました。昨年8月24日に憩遊館での歌謡ショーでの出来事ということで、そして県警からも事情聴取を数回受けたとのことでもあります。この出来事の内容については、さまざまな報道で皆さん方のほうがよくご存じのようですので、ここでは申し上げませんが、6月13日にあなたは記者会見を開いて、告訴に対しては全くの事実無根であり、まことに遺憾、捏造であり、民事、刑事を含めて対抗措置を検討している。引き続き町民のため職務に傾注していくと述べております。

そして、これに関連して、テレビのワイドショーにおいて、先ほど町長は付録とっておりましたが、宴席のショーにおける町長が札びらを切って歌手の胸元にお金を入れて体をおさわりをしている、こういう場面が放映をされ、そして別の芸人の証言も取り上げられている。全国にこの醜態ぶりが知れ渡りました。それによりまして、町民はもとより、県内やそして全国からも、これは町長にあるまじき行為だという非難や苦情が多数寄せられ、役場もそして我々議会もその対応に追われました。また、議会も農業委員会も行政視察を取りやめました。まさに全国に恥ずかしい町の汚名をかぶってしまった。八千代町というこの名前には、私たちは誇りを持っておったわけでありまして。その八千代町というのを名乗るのが恥ずかしいと、八千代町と言っただけで、あのエッチな町長さんのところですかと、こういうふうに一口に言われるわけです。町民は全国の親戚や知人や友人から、また事業の取引先からも物笑いになってきたわけでありまして。

まず、このことにつきまして、ちょっと3点ほどお伺いをしたいと思います。1つには、記者会見で民事、刑事を含めての対抗措置を検討すると言っていたらっしゃいましたが、どのような対応をされているのでしょうか。それから2点目には、この報道等におけ

るご自分の行為についてどのように認識をしておられるかということであります。それから3点目には、町政の最高責任者として、町政への影響をどのように考えていらっしゃるのか、それぞれの答弁を求めまして最初の質問といたします。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 6番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

高齢者の買い物弱者への交通手段の確保、福祉タクシー利用条件の緩和についてでございますが、福祉タクシーはご承知のとおり、在宅の障害者、高齢者などが通院、通所、福祉事業へ参加する場合の往復に要するタクシー料金の一部である初乗り運賃を助成するものであります。対象者につきましては、自動車税の減免措置を受けていないで、世帯員が町税を滞納していない世帯の方で、高齢者の場合は所得税非課税世帯の方であります。ご質問にありました利用の状況でございますが、平成26年度の利用状況でございますが、24名の方に交付をいたしまして、この使用回数は339回であります。

利用条件の緩和についてでございますが、買い物のためにタクシーを利用する場合も可能にすることにつきましては、今後も高齢化が進む中、高齢者などの交通弱者に対します公共交通のあり方を検討していくことも必要でありますので、その利用条件の緩和について、隣接の自治体の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

また、デマンド交通（乗り合いタクシー）設置についてでございますが、自宅から町内の商店など、好きな場所まで低料金で送迎してくれるタクシーですが、ただし、通常のタクシーと違ひまして、ほかの方と乗り合わせて利用するようですので、やはり公共交通手段の検討を進める上で、併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 6番、中山勝三議員の一般質問にお答えします。

まず、福祉タクシーの利用条件の緩和につきましては、福祉保健課長の説明のとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、デマンド交通、いわゆる乗り合いタクシーの設置についてですが、この取り組みは、公共交通が不十分な地域や高齢者など交通弱者に対する交通として、福祉タクシー同様一つの手段であると認識しております。

現在、町の交通機関としては、古河駅までの路線バス2系統と、町内医療施設巡回バス、そして福祉タクシーの3種類であります。これからもさらに進行すると思われる高齢化や人口減少対策の対応としても、当町の公共交通をさらに充実させていくことが必要と考えております。今後デマンド交通を含め、当町の公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、告訴された件につきましては、先ほど上野議員の一般質問に答えたとおりでございます。新聞、テレビ等で過剰に報道され、議員各位、また町民の皆様は大変ご心配をかけました。しかしながら、今回の事件については事実無根でございまして、残念で、甚だ遺憾と思うところであります。今後は警察、検察が適切に判断された後に、しかるべき対応をとりたいと考えております。現在のところは、結論が出るまでの対応を見守っていきたいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、交通弱者への対策でございます。昨年の福祉タクシーの利用状況ということで報告をいただきました。それによりますと、利用者数が交付者は24名、使用回数が339回、金額が24万8,540円の決算となっております。そして、この福祉タクシー設置当初は、多分予算ベースでは100万円ぐらいはとっていたかと思いますが、その後、利用者が少ないということで、年々減少してきて、利用者が。予算、決算も減少してきているという状態であるかと思えます。

これでいきますと、昨年はこの交付者が24名で、1人当たり平均すると、年間利用するのが14.1回と、これは1人につき48枚券を出すわけです。それで、14.1回となることですので、利用している方が30%しか利用しないと、それには初乗り料金だけの助成ですから、そのほかにかかるということもあるでしょう。しかしながら、これを見ますと、利用の範囲のこの厳しさというものがあるのではないかと、またそのほかにも使いづらい面も見えてくるわけでありませう。

そして、この条例の5番目にも、その他町長が必要と認める者という項目もあるわけ

でございます。この福祉タクシー、買い物弱者の方に寄与できるような方向で検討をしていただければというふうに考えます。

それから、これは町長の答弁をいただきました中で、路線バスが125号線を走っているわけです。路線バスの停留所まで出られる人は問題ないのです、これ。そこまで来られるのだったら買い物どこでも行けるのです。だから、そういうこともありますので、ぜひともこの買い物弱者の交通の確保ということで、デマンドタクシーも含めてよく検討をしていただきたいというふうに要望をいたします。

それから、町長の行為の責任ということにつきまして、町長から新聞、テレビの過剰な報道だということで答弁がございました。ここまでやられたのですから、町長、事実無根であれば、反論して、確かにそれは、行き過ぎた取材であったというのを謝ったというのもあったわけですが、事実無根であるということをごに証明できるような形にぜひしていただきたい。でなければ、八千代町、何をやっているのだと、このままでは全国に汚名をとどろかせただけで終わってしまうわけですから、そうではないということをはっきりさせていくためにも、法的措置なり何なり私はとっていただきたいと、そういうふうにも思うわけでございます。

そこで、町長の答弁はありましたけれども、そしてまた先ほどもありましたように、そのテレビに流れたあの問題は付録だと言われたわけですが、あちらのほうの影響大きいのです、これ、全国に流れてしまったわけですから。その部分につきまして、私はもう少し認識を深めていただけないかということで、ちょっと申し上げたいのですが、まず1つには、札びらを切っておさわりをするという、こういう行為というのは、やはりそのもとに拝金主義、また時代錯誤というものがあるのではないのかなというふうな思いをするわけであります。

それから、非常に大事なことなのですけれども、この人権感覚、やはりこちらを深めなければいけないと思うわけでございます。やはり女性を性の対象として、男性の専有物のように捉えているように見えてしまう。

それから、町長も言われました教育、人権教育、あるいは道徳教育に悪影響を及ぼしているわけであります。お母さん方も言っていました。子どもたちが学校から帰ってきて、うちの町長がテレビで出たよと、何かエッチなことをして放送されているよと、そういうふうに友達がみんな言っているのだと、お母さんのほうがびっくりしてしまったと。これ子どもたちへの示しのつかない、こういう行為を植えつけてしまったのだとい

うことであります。

そして、4番目としては、先ほど述べましたように、町民の皆さんが、八千代町というこの立派な町に住んでいる、これが恥ずかしいと。町外へ行きます、皆さん。10人が10人、100人が100人、本当に困るよと、こういうふうに言うわけであります。

そして、5番目としては、やはり町政において難問が山積をしております。先ほど町長も言われました財政難、少子高齢化、人口減少、医療・介護の福祉の問題、災害対策、行政の連携、そして教育などなど、国でも地方でもどう生き残るか、という必死に地方創生に取り組んでいるときに、この町長の一身上の問題でマスコミの餌食になってしまったと。これ町政にとりまして大変大きな損失であります。人のうわさも75日とかなんていう話もありますけれども、やはりそういうことにはならないと。私はもとより政争とは無関係であります。しかし、この町長の責任が重大であるということ、そういう観点から身の処し方について見解をお伺いいたしまして、再々質問も考えたいと思います。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 6番、中山議員の再質問にお答えいたします。

福祉タクシーの利用状況等について、48回のうち全部を使っていないような状況もまたご指摘をいただいたところなのですけれども、その使いづらい面も見えてくるというようご指摘もございました。そのほか、停留所まで行ける方はまだいいということなど、そういう現状を踏まえまして、よく検討していただきたいというようなお話もございましたので、そういうものを合わせながら内容のほうを検討してまいりたいと思います。

答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど福祉保健課長が申したとおり、今後等におかれましても、当町の交通等のあり方については検討してまいりたいと考えております。

そのほか告訴問題についての対抗措置ということで、何かやらなくてはと、また警察あるいは検察等におかれましても、適正に判断された後に、しかるべき対抗措置をとつ

ていきたいと考えています。また、町政等におかれましても全力を傾注して、まだ任期も出たばかりでございますので、町政の発展のために尽力していきたいと考えております。

何年前前に選挙違反でつかまった方がおります。1審、2審では有罪でございましたが、最高裁におかれまして無罪ということでございましたので、私も告訴はされましたが、判決が出たわけではございませんので、私も先ほど申したとおり事実無根でありますので、今後等におかれましても、裁判等におかれましても、しかるべき対抗措置をとっていきたいと考えています。某新聞社等におきましても社長のことを訴えましたが、社長も忙しいと見えて、なかなか八千代町に謝罪の文を送ってきませんが、弁護士を通じまして、名誉毀損その他において対抗措置はしていきたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 6番、中山勝三議員、再々質問はありませんか。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま私の再質問にそれぞれご答弁をいただきました。買い物弱者対策につきましては、ぜひともご検討していただきまして、福祉に寄与するようにお願いを申し上げます。

それから、町長の行為についての再答弁をいただきました。事実無根であるとおっしゃっておりますので、それは信頼を申し上げたいと思います。私は町長、それはそれで町長の一身上の問題なのです。その他のことで付録で流れたという部分が、非常にこれ町民にすごい大変な影響をもたらしているというのは事実なのです、こちらが。だからこれに対しましては、やはり社長に訴えて、そして謝罪もしたということであるけれども、文書は送ってきていないと、こういうことを言われます。言われますが、もともとの原因は町長にあるのです、事実流れたのですから。その部分についてやはり町民に対しては、しっかり今後町行政に貢献していきたいというお話でございます。ぜひ取り組んでいただきたいですけれども、この道義的責任といいますか、やはりそこは重く受けとめて、町民に謝罪をしていくことも大事なことではないかなと思うわけでございます。町長、何かありましたら、ご意見をいただければと思います。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 事件については、8月24日の事件でありまして、何とかという

歌手と、2人の歌手は付録と申しましたが、私が議会で説明する問題ではありませんので、付録と申しました。また、町民等におかれましても謝罪しろ、謝罪だと。何も悪いことをやっておりませんが、ご心配をおかけしてまことに済みませんと、議会初め、議会だより等におかれましても、一応の謝罪をしているところでございますので、今回何人か取り上げておりますが、判決でも出たら、これはあれですが、事実無根ということでございますので、私としては、そのほか終わりますと、いろいろな名誉毀損、損害賠償、あるいはその他で対抗措置をしていきたいと思えます。

議長（水垣正弘君） 以上で6番、中山勝三議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前10時25分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時41分）

議長（水垣正弘君） 次に、4番、大久保弘子議員の質問を許します。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に、今回の被害を受けた町内外の皆様には、心からのお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、1番目の通告なのですけれども、八千代診療所の受診日、それから時間、内容の拡充についてということで質問をさせていただきます。ことし4月から診療所の受診日、時間が狭められ、またインフルエンザなど、予防接種も受けられなくなり、多くの利用者が困惑をしております。そこで、1番目に、変更前の受診数の推移と、変更後の受診数についてお伺いをいたします。2番目に、これまで近くで気軽に受けられていた予防接種も受けられなくなり、不便を来しているとの声も上がっております。これまでどおりの実施を求めますが、いかがでしょうか。

2番目に、介護保険補足給付の見直しについてお伺いをいたします。医療介護総合確保推進法、昨年2014年、これが制定されたということです。今年8月から介護保険料の利用料が、合計所得金額160万円以上を基本として、これまでの1割負担から2割に引き

上げられました。また、介護保険で特別養護老人ホームなどに入所する際、低所得者の負担を軽減しております補足給付を申請する際に、入所者とその配偶者の預金通帳などの写しと金融機関に対する残高照会承諾書の提出を義務づけることを、介護保険法施行規定に明記したことが、6月29日までにわかりました。補足給付の対象者を制限することと併せて、提出書類にも重い負担を課して、申請から締め出す危険性があります。

補足給付は、施設入所の低所得者に対して、食事、居住費の負担軽減を行うもので、申請に基づき実施されておりました。昨年の介護保険法改悪で、本人が非課税世帯という要件に加えて預金等が1,000万円以下、配偶者も非課税世帯の要件が新たに加えられ、8月から実施に移されました。今回の措置は本人だけでなく、配偶者の資産把握まで行うもので、厚労省は適正に申告している担保として提出を求めるものと説明しています。しかし、これまでは収入要件はありましたが、通帳の写しなどの提出は義務づけられていませんでした。既に介護保険法で銀行などに報告を求める権限が市町村に付与されており、疑義があれば既にこの権限を行使すればよいだけです。配偶者まで含めて残高照会承諾書の提出まで義務づけるのは、生活保護法にもない異例の処置です。

そこで、1つ目に、生活保護では、申請の際に収入状況を把握する書類等を提出できなくても申請は受理されます。介護保険に、より厳しい要件を課す理由は何ですか。

2つ目に、配偶者の同意が困難な場合、申請できず、補足給付から外される危険性があります。本人と配偶者の関係は良好とは限らず、配偶者に通帳の写しや照会承諾書を求めれば、家族観のあつれきを広げるのではないのでしょうか。

3つ目に、DVがある場合は、提出の除外を認めるとしていますが、その判断は自治体に委ねられるということですが、その判断基準はあるのか、お聞きいたします。

4つ目ですが、夫婦とも認知症の場合、残高照会承諾書を誰が提出するのか、任意後見人が選人されていない場合はどうするのか、お聞きいたします。

5つ目に、補足給付の見直しには3つの勘案がありますが、そのうち3つ目の非課税年金の勘案とはどのようなものなのか、お聞きをいたします。

通告3番目です。安全保障法制、私たちは戦争法案と言っておりますが、について町長の認識をお伺いいたします。今年5月に安倍内閣が閣議決定し、7月16日に衆議院で強行採決した安全保障法制は、米国が世界のどこであれ、アフガニスタンやイラク戦争のような戦争を起こした際に、これまで政府が戦闘地域と呼んでいた場所まで自衛隊を派遣し、米軍の軍事支援ができるようにするものです。戦闘地域まで行けば、自衛隊が

相手に攻撃されることになり、攻撃されたら武器を使用することになります。非戦闘地域での活動が建前だったイラク派兵でも、自衛隊は対戦車弾無反動砲などで重武装していたということです。そんな重火器で応戦すれば戦闘そのものです。憲法9条が禁止した武力の行使になることは明らかです。

政府の言う後方支援とは、弾薬や燃料の補給、武器、細菌、核兵器も含まれることがわかりました。兵員などの輸送、壊れた戦車の修理などで、国際的には兵たんと呼ばれる活動のことで、攻撃の一番の目標とされるのは軍事の常識と言われます。自衛隊が平たんをしている場所が戦場になるのは明らかです。武力の行使と一体でない後方支援などという政府のごまかしは通用しません。軍軍間の軍事計画協力書が、国会に法案が提出される前から、アメリカとの間につくられていたことが、参議院の審議の中で明らかにされました。まさに民主主義、立憲主義を踏みにじるこの法案は廃案しかありません。町長の見解をお伺いいたします。

次に4番目です。町長の一連の道義的問題についてお伺いいたします。先ほど上野議員、中山議員からも質問がありました。1つ目に、町長は昨年夏、町内の温泉施設で町外の女性に対する強制わいせつ容疑があったということで、今年2月告訴され、県警が捜査を進めているところだということです。町長は、事実はないと容疑を否認しました。しかし、その後別件でたびたびのセクハラ行為について報道されており、町内外に大きな衝撃が走りました。6月議会において他議員から質問があり、個人的なことで答えられないという答弁がありましたが、その後の6月13日の記者会見で、町民に迷惑をかけたが、事実無根だと回答しています。しかし、いまだに議会において疑惑に対しての説明がよくされておりません。訴えに基づく司法の調査は当然ですが、議会にも町民から出されている疑問や批判に答える責任があります。

私たちは町内をさまざまに回っている間に、先ほどもありましたが、町長に対する疑問や批判がたくさん寄せられます。そういうことにはっきりと答えることができないで困惑もしております。また、告訴以来、たび重なるマスコミの報道による子どもたちへの影響は大きなものがあります。どんな事情があるにせよ、行っていたことは事実であり、うやむやなまま事を収束させれば、大人なら何をしてもいいのだということ子どもたちに教えることになります。町民2万数千人の代表であり、この責任は大きいのではないのでしょうか。事の真偽を明らかにすべきではないのでしょうか。

次に、町長ゴルフ大会についてですが、町長は某新聞の取材に対し、大会に暴力団幹

部が参加していたことを認めました。事業所や町民の模範となるべき行政のトップである町長ですから、その責任は大きいと思っております。八千代町には暴力団排除条例があります。町の責務として暴力団排除の推進を掲げております。この行為は条例違反に値するのではないのでしょうか、町長の考えをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。答弁によっては再質問、再々質問をさせていただきたいと思っております。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

診療所の受診日、時間、内容の拡充について、変更前と変更後の受診者数の推移及び状況についてですが、初めに現在の八千代診療所の診療内容といたしましては、内科一般、小児一次医療、健康診断、成人予防接種でございます。

受診者数の推移ですが、平成26年4月から8月までと平成27年の同時期を比較いたしますと、平成26年4月の受診者849人、平成27年4月355人、26年5月の受診者751人、27年5月452人、26年6月の受診者734人、平成27年6月482人、平成26年7月の受診者779人、平成27年7月459人、平成26年8月の受診者737人、平成27年8月380人でございます。

8月分の比較をいたしますと、平成26年が診療日数20日、患者数737人、1日平均の患者数が36.85人に対しまして、平成27年は、診療日数12日、患者数380人、1日平均患者数が31.67人ですので、1日平均の患者数の差が5.18人でございます。また、平成27年3月の患者数は898人でございます。

次に、予防接種につきましては、平成26年度は小児予防接種及び成人の予防接種を実施しておりましたが、診療が1日置きになるため、小児の予防接種は継続できないことから、現在は廃止されておりますが、実は平成26年10月から茨城県内の予防接種協力医療機関で接種が受けられるように制度となっております。医療機関の選択肢がふえて予防接種が受けやすくなっております。

成人予防接種は継続されておりますので、高齢者肺炎球菌の定期接種は7月までに20人が接種を受けております。また、高齢者のインフルエンザ予防接種は、10月1日から開始されますので、予約をしていただいで接種を受けることができます。

診療時間につきましては、午前中の診療でございますので、時間を拡充いただけるような対応をしてみたいと考えております。

続きまして、介護保険の補足給付の見直しについてでございますが、まず介護保険の補足給付、いわゆる負担限度額の制度についてご説明いたします。介護保険3施設と言われる介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイを利用する方の食費、居住費は本人負担が原則ですが、低所得者の方については、食費、居住費の負担軽減を行っています。所得に応じた自己負担の上限を設定し、限度額を超えた分を特定入所者介護サービス費として、介護保険から給付する制度です。利用するには、申請による認定が必要です。

これまでは、負担軽減の申請後、本人及び同一世帯の方の前年所得をもとに対象となるかの判断をしていました。本年8月からは、本人が町民税非課税世帯に加えて、配偶者も非課税という要件と、預貯金額が本人1,000万円以下、配偶者がいれば2,000万円以下が対象要件に加わりました。在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、食費、居住費については、一定額以上の資産をお持ちの方にはご自身で負担いただくよう、基準の見直しが行われました。

議員のご質問の配偶者の同意が困難な場合についてですが、今回の改正により、申請には預貯金通帳の写しの添付や官公署、年金保険者または銀行、信託会社、その他関係機関への課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について報告を求めることの同意書の添付が必要になりました。これらの書類が添付されない場合には、適正な審査を行うことができないばかりでなく、ほかの申請者との公平性を考慮すると、不支給とせざるを得ないのが現状であります。

次に、ドメスティックバイオレンス、いわゆるDVなどがある場合の判断ですが、住民基本台帳の閲覧制限などがかかっているかどうかなども参考に判断することとなります。

次に、申請者やその配偶者が認知症などの場合には、親族、成年後見人などによりまず申請を受けつけることとなります。

次に、非課税年金の勘案についてでございますが、平成28年8月に施行する予定になっております。現在の補足給付の段階区分のうち、第2段階と第3段階は年金収入及び合計所得金額の合計額で判定をしています。遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も、この額に含めて判定することとなります。そのため非課税年金受給者の方は負担がふえる場合もあります。

具体的な年金としましては、国民年金法による遺族基礎年金、障害基礎年金、厚生年

金保険法による遺族厚生年金、障害厚生年金、共済の各法による遺族共済年金、障害共済年金などが想定されております。

いずれにいたしましても、不支給の決定に極力至らないよう、申請者に対しまして、預貯金等の申告が補足給付の審査において必要とされる趣旨を十分に説明して、理解を得られるように対処してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 4番、大久保議員の一般質問にお答えします。

八千代診療所の診療日、時間、内容の拡充についてでございますが、八千代診療所は本町の医療機関の充実を図る目的で、町の中央に診療所の整備を進めたものであり、開設から11年が経過する中で、町民にはなくてはならない医療機関になっております。平成27年4月から診療日が月曜日、水曜日、金曜日の午前中に変更になることに対しまして、平成27年2月に茨城西南医療センター病院長に、水垣議長とともに医療体制の継続を要望したところでございます。その結果、第1、第3土曜日の午前中についても診療を継続いただけることになりました。今後におきましても、さらに診療時間の拡充につきまして要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、安全保障法制につきましてのご質問ですが、私も大久保議員さんと同様に、心から平和を願っているところでございますが、安全保障関連の法案等につきましては、私は答弁する立場にございませんので、発言を差し控えさせていただきたいと思ひます。

また、告訴された件につきましては、先ほど上野議員、中山議員にお答えをしたとおりでございます。新聞、テレビ等で過剰に報道され、議員各位に、また町民に対しても、大変心配をおかけいたしました。事実無根のことでもございまして、残念で、甚だ遺憾と思うところでございます。今後は警察、検察が適正に判断された後に、しかるべき対応をとりたいと考えておりますので、現在のところは、結論が出るまで対応を見守っていただきたいと思いますので、議員各位にもご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 4番、大久保弘子議員、再質問はありますか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） 議長の許可がありましたので、再質問をさせていただきたいと

思います。

初めに、診療所の問題ですが、今後も要望していくという町長のご答弁がありました。先ほど執行部の相田課長より答弁がありました内容によりますと、昨年の8月は受診者数が737人、27年度、今年8月では380人と、約半分に減っているわけです。本当に今まで利用されていた方が非常に受診しにくい、そういう状況にあるのではないかと思います。ぜひ早急に今までどおりの受診内容、時間、受診日に戻していただけるようお願いをいたします。

また、子どもの予防接種ですが、各医療機関で受けやすくなっている、枠が広がりましたというご答弁もありました。しかしながら、働くお母さん方にとっては、時間が許されることが非常に狭められております。そんな中で待ち時間や、また近隣に住んでおられる方、そういう方々にとっては、非常にこの予防接種についても不便を来しておると思います。また、子どもさんを抱えるお母さんにとっては、この予防接種が一刻を争う場合もあるのではないかという危惧を抱かざるを得ません。一刻も早い従来どおりの診療にさせていただけるようお願いをいたしたいと思います。

また、2番目の介護保険の補足給付についてですけれども、在宅とか入所者とかということで、公平性に欠くというお話もありました。しかしながら、これまでもしっかり施設においてはいろいろな調査がされております。それ以上に、配偶者にまでその残高照会を求めるというこの法律に対しては、私は非常に疑問に思っております。その最後の答弁の中に、来年8月から実施される遺族年金や障害者年金、それまで所得額に合算して判定をするということ为先ほど答弁がありました。これで利用者もさらに負担増になるというふうに思っております。利用者に重い負担を課して申請から締め出す、こういう制度であるのではないかと思っております。その辺は先ほど答弁をいただいたとおりで、負担がふえるということになるということです。

この法律そのものが、来年の8月からの遺族年金、国民年金による遺族年金、そういう、また障害のある方の年金、それまで所得に含めるというそういう法律、これは余りにも弱い者いじめではないかと私は思っております。

さらに、先ほど3番目の安全保障法制、私たちが戦争法案と言っているものですが、まさに戦争する法案なのですけれども、これは国政の問題だと片づけるには余りにも重大な問題です。もちろん町長、先ほど答弁ありましたように、平和を願う気持ちは同じだということですが、国の問題だから発言は控えるというご答弁でした。しかしながら、

町長としてどういうふうに思うのかというところをお聞かせいただきたい。町内においても自衛隊員は多数おられますし、私たち町民の暮らしにも直接かかわる問題ですので、ご答弁をお願いいたします。

4番目の質問ですが、先ほどから町長の強制わいせつ容疑、そのことに対してのご答弁はありました。しかしながら、その中にほかの2件については付録だという発言がされました。しかし、これは、この発言は重大な問題だと思います。女性に対する差別、蔑視ではないか、人権に対する認識が余りにも低いのではないかと私は思います。また、その質問の中で、一連のその報道、過激な報道とされておりますが、確かに報道は過激になっておりました。しかしながら、そういう中で子どもたちが暮らしているわけです。それで、大人に対する疑問、そういうものが自然に子どもたちに影響される。そういうことだと思います。そういうことが当たり前になってしまえば、将来子どもたちが大人になったときに、どういうことになるのかということが非常に危惧されます。そのことについてお答えを願いたいと思います。

さらに、町長ゴルフ大会ですが、某新聞の取材に対して、町長自身が暴力団幹部が参加していたことを認めております。事業所や町民の模範となるべき町長ですから、その責務は大きいと思います。それに対しての町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。これは条例ですので、その条例に対する違反行為ではないのかなと思いますので、そのことについてのお答えをお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 診療所についての質問でございますが、大久保議員さんは診療所にかかった経験がないのですか、全然。

（何事か呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 菅谷の役場の周りの人は随分かかっているようでございます。

（「質問の内容にだけ答弁お願いします」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 診療所等につきましてもいろいろ、西南医療センターが今病院の改革をしております。特に院外薬局ということで3店を導入いたしまして、いろいろ薬等におきまして院外ということでございまして、八千代診療所におかれましても、無料でやっているものですから、ただでやっているということでございます。いろいろの一連の改革の中で、八千代診療所に7名おりましたので、なかなか厳しい、医師が少な

いというのが実情でございます。看護師も少ないということでございまして、半日だけということで、先ほど水垣議長と行って、第1、第3の土曜日診療ということでございまして、それだけ約束はとれましたが、いろいろ医者、あるいは看護師、その他薬剤師にとっては、午後は向こうへ引き上げてやるというのが今の体制でございます。近いうち、来年は医者は1人ということで、診療所の担当ということで考えているようでございますが、現在のままでは、そういう体制が今年1年ぐらい続くようでございます。

そのほか安全保障につきましても、先般の大久保議員は日本共産党、私も自由民主党の党员でございます。いろいろ安倍総理等におかれましては、総裁選も無競争、さらに今週何だか採決するような状況でございますので、私としてもいろいろ、先ほどコメントを控えるということでございますが、大部分の方が説明不足ということで、採決を延ばしたらどうかということでございますが、私もいろいろ政治には興味ありますが、本当の日本を守るという立場にいる人は、民主党でも、あるいはその他維新の党、その他におかれましても、大部分が日本の自主防衛につきましても賛成でございますが、今の法案等につきましては反対が多いということでございまして、今週あたりで決着がつくのだと思うのですが、私はそれだけはコメントしたいと考えております。

また、いろいろ暴力団の排除等におきましては、その対象になる人は、今は普通の人に返ったようでございまして、町民ゴルフにも友達と何回か出ていたということでございます。また、私のゴルフ等におかれましても、第7回目までは、今年やると17回目でございますので、前半は出ていたようでございますが、私も某新聞社において、一緒に回った事実はありませんので、ご了解をいただきたいと思っております。

議長（水垣正弘君） 再々質問はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） 議長の許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

診療所の問題については、先ほど町長よりご答弁をいただきまして、今後も要望をしていきたいと思っております。

4番目のゴルフ大会のことですけれども、はっきりとした答弁を今いただいておりますでしたが、実際に参加していた、今は普通の人に戻ったということですが、その参加していたことを町長は取材に対して認めておりました。そのことについて町長は責任、

長の責任として、どういうふうにお考えかということをお聞きしたわけです。まだそこら辺がはっきりしたご答弁をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保議員さんに申しますが、通告ということでございまして、大久保さんはゴルフについては通告もしていなかったということで。昔は大会に出ていましたが、この人は今はもう足を洗って普通の方でございまして、ここでこの人が出ていたとか、出ていなかったという立場ではありませんので、警察の方も言うのです、余り触れないほうが。今は普通の人なのだからということでございまして、議会で暴力団と一緒にゴルフをやったとか、私は17回やっておりますが、前半は出ています。また町民ゴルフ等におかれましても、三十何回やりましたが、友達と一緒に出ていた経過がございまして、昔はやっていましたけれども、今はやっていません。某新聞社のように、一緒に回ったとか、そういうことはありませんので。暴力団排除法が出てからは出ていませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。できれば質問から削除して、議長さんに、申しわけありませんが、暴力団関係等におかれましては削除していただければ適正かと思ひます。

議長（水垣正弘君） 以上で4番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。一般質問に入る前に、大災害に遭った常総市ほか各地区の市町村に対しお見舞いを申し上げます。

町長に一つお願ひがあります。神聖な議会でありますので、足を引っ張られるような答弁をしないでいただきたい。先ほど中山議員の答弁については、告訴以外は付録であると答弁をしております。付録であろうと何であろうと、テレビ、新聞等で放送されたように、胸に現金を入れるような行為は町長のモラルに問われる問題である。また、質問者に対しては、真剣に質問をしているのに笑いながらの答弁は、質問者に対して大変失礼であり、真面目に答弁していただきたい。また、2人目の質問者に対しては、前の人の答弁と同じようであると答弁をしていますが、質問者は町民の代表として真剣に質

問しております。答弁者に対して、同じ答弁であっても、一人一人に答弁すべきである。これから私も同じような質問をいたしますが、同じ答弁であっても一つ一つの質問に答弁をしていただきたい。

1点目として、わいせつ告訴の答弁について質問をいたします。1つ目として、6月の議会で2人の議員の一般質問に対して、町長は個人のことなので答弁を差し控えると答弁をしています。このような答弁は町民の皆様方の受けとめ方は、町長はさわったのではないかと疑われても仕方がないような答弁であります。町長は個人と言いますが、町長として招待をされて、出席されたのではないのか。町長は町民の代表であり、町長という名前があるから、毎日のようにテレビ、新聞等で全国に報道され、あのような大きな騒ぎになったのである。一般の人であれば、テレビ、新聞等であれだけの騒ぎにはならないと思います。

そして、4日後の記者会見では、事実無根であると、また名誉毀損で訴える考えもあると申しております。これでは2人の議員初め町民に対しても、軽率な答弁ではなかったのではないかと思います。2人の議員の質問に対して、なぜはっきりと私は告訴されたようなことは一切やっていません、事実無根であると答弁できなかったのか、私も納得のいかない答弁である。私は会場に行っておりませんのでよくわかりませんが、私個人としては、さわっていないのではないかと思います。なぜなら招待席から大きな体でわざわざ真ん中まで行って、胸をさわったり、挨拶が終わってから、中間のお客さんまで行って、胸をさわったりすれば、200人以上のお客さんが見ているので、その日のうちに町長はお客さんの胸をさわったといううわさが流れてくるのに、聞こえてこなかったことは、私はさわっていないと思いますが、町長にお尋ねいたします。

2人の質問の答弁と4日後の記者会見の事実無根であるという答弁が、なぜ4日間内容が変わったのか、町長にお尋ねいたします。

また、町長は本当にさわっていないのか、改めて町長の答弁を求めます。

2つ目として、記者会見では名誉毀損で訴える考えもあると申しておりますが、私初め町民の皆様方も、その後どのようになっているのか見守っている状況である。その後どのような話し合いになっているのか、その後の経過について町長の答弁を求めます。

3つ目として、町長のわいせつ問題がテレビ、新聞等で全国に報道されたことは、八千代町にとって、町長にとっても大きなマイナスである。このようなことが報道されたことによって、町民に驚きと大きなショックを与えたことは事実である。事実無根であ

っても、テレビ、新聞等であれだけの大騒ぎになったことは、世間、町民に対して、迷惑とショックを与えたことは大きな問題である。近隣市町議員の中にも、町長は本当にさわったのか、あれだけの大きな騒ぎを起こしたのだから、みずから身を引くべきだと、冷ややかな声も聞かれます。八千代町の町民の中にも、町長は責任をとって、みずから身を引き、やめるべきであるという声もありますが、町長はやめる考えはないのか、町長の明確な答弁を求めます。

4つ目として、市町村の公務について質問いたします。テレビ、新聞等であるような大きな騒ぎになった中で、八千代町の健全な行財政運営ができてきているのか、また県市町村との公務に対して影響はないのか、町長名誉挽回として、町民に対してどのような行財政を進めていくのか、町長の答弁を求めます。

2点目として、町長の公約の進捗状況について質問いたします。町長の公約である少子化対策、人口減少対策、定住の促進、日野自動車関連企業誘致、主要産業である農業政策、その他として教育環境の整備、住民の声を聞き、担当課と協議を行っていきますと、2月9日初登庁で職員を前にして就任の挨拶で公約をしました。当然選挙運動の中でもこの公約をしていたと思います。この公約はどれをとっても八千代町行政運営に大変重要な問題である。1つ目として、この公約を4年間で達成することは大変難しいのではないかと思います。町長の決意について伺います。この公約は2月9日であり、きょうは9月15日ということは、8カ月になろうとしています。町長公約の進捗状況について質問をいたします。

2つ目として、公約である少子化対策、人口減少対策、定住の促進について、どのような対策、促進をしてきたのか、今までの経過と進捗状況について町長の答弁を求めます。

3つ目として、農業政策について質問いたします。農業政策については、担い手、後継者の確保、認定農業者への支援、ブランド野菜育成による安定や流通体制の整備をすることとありますが、9カ月がたちましたが、担い手、後継者の確保の状況について答弁を求めます。また、流通体制の整備はできたのか、八千代町のブランド野菜としてどのような野菜を八千代町のブランドとして決めたのか、その経過について町長の答弁を求めます。

4つ目として、八千代町にとって重要な公約である日野自動車関連企業誘致について質問いたします。私は日野自動車一般企業の進出、企業誘致については、またかと言わ

れるほど、何回となく町長に訴えてきました。企業の進出については、町長の答弁では、企業から話が来てから整備をするという答弁であります。企業誘致、土地の確保についても、土地の誘致には至っていないという担当課長の答弁であります。私は土地のないところには家は建たない、企業の誘致の場所がなければ企業の進出はないと、町長に今まで何回も訴えてきました。近隣市町村では企業の進出は決まっています。八千代町だけが取り残された状況である。このような状態では、八千代町の税収の確保どころか、人口増加、雇用の確保にはほど遠い行財政運営である。このままでは10年度には八千代町行政運営は大変厳しい状況になるのではないかと思います。

町長の公約を4年間で達成するには、早急に町長、副町長、教育長の三役が先頭に立って、八千代町の町民が明るく活気のある住みよいまちづくりを進め、努力する責務がある。また、課長、参事の意見を聞き、町民の声に耳を傾けて、町長みずから先頭に立って積極的に活動し、PRをして、八千代町のために全力で取り組んでいただかなければ、4年間で町長の公約は達成することはできないと思います。

私は1月9日に橋本知事に私の提案として投書をしました。いろいろの内容を書きましたが、その中の一つを簡単に申します。八千代町の財政は大変厳しい状況であります。八千代町の活気あるまちづくりには、財源の確保であり、企業の誘致であります。何とぞ知事の知恵と力をかしていただき、八千代町の活気あるまちづくりをつくっていただきたいという内容であります。

知事から4日目に回答が来ました、小島議員の提案に対しまして回答いたしますという。知事の回答では、八千代町に対していろいろなよい回答がありましたが、その中で、産業用地の確保に向けた支援や八千代町が持つ魅力的な事業環境のPRに努めながら、1社でも多くの企業を誘致につなげ、地域の活性化が図られますよう全力で取り組んでまいりますという回答であります。

茨城県の市町村議員855人の中で1人の議員の提案に対して、4日目で回答して下さった知事に対して、驚きと喜びで胸がいっぱいになりました。知事の回答を議員各位の皆様初め執行部の皆様にご存知いただきたく、3月の一般質問の中で朗読をさせていただきました。積極的に活動することによって、よい結果につながるのであると私は確信いたしました。だから、町長みずから積極的に活動していただきたいと、何回となく町長に訴えてきました。

町長の公約である企業誘致については、県土地開発公社とトップセールスをする公

約をしています。8カ月がたちましたが、企業誘致について県土地開発公社とどのような話し合いをしてきたのか、その経過と進捗状況について町長の明確な答弁を求めます。

5つ目として、その他の教育環境については、第一中学校校舎改築工事も完成し、東中学校校舎改築工事も8月4日に起工式が行われ、工事が来年には仕上がると、このように完成する予定であります。交通網の整備については、日野自動車関連企業の進出には道路の整備であります。道路の整備についてどのような対策、対応をしているのか、町長の答弁を求めて一般質問を終わります。

再質問は答弁を聞いた上で再質問をいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 11番、小島議員の一般質問にお答えします。

新聞、テレビ等で報道のありました一連の事件に対しましては、小島さんにも大変ご心配をおかけしたところでございます。私にとりましても、事実無根のことでございますが、弁護士と相談した上で記者会見を開催した次第でございます。議会では私事という、遠慮して答弁はしませんでした。町民の皆様幅広く知ってもらおうということで、記者会見に臨んだわけでございまして、4日間のずれはあったかと思っております。今後とも警察、検察が適切に判断されると考えておりますので、現在のところ、私といたしても対応を見守り、結論が出ましたら、しかるべき対応をとっていきたいと考えております。

また、心配いただきました公務につきましても、滞りなく執り行っており、今後も議員さんと力を合わせて町政に邁進したいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、選挙公約でございます。私は今年1月に町長選挙で、「顔の見える きめ細やかな まちづくり」を公約に掲げ、町民の皆様のご支持をいただいたわけでございます。公約等におかれましては、第5次総合計画をもとに、また私も第4次総合計画で10年、また第5次総合計画で6年を経過した中でございます。基本的には八千代の総合計画審議会に諮りまして、総合計画の骨子をもとに私の公約を掲げたわけでございまして、基本的には議員さんも代表であります、審議会の会長もおりますので、皆さんとの公約でありますので、ご了解をいただきたいと思います。

初めに、少子化対策、人口減少対策、定住促進対策につきましては、町の重点課題であります。現在地方創生、人口減少克服を重点的に推進するため、4月より総合戦略室

を設置し、八千代町人口ビジョン及び「八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を進めております。6月には町民の方々の意識調査を実施いたしまして、先般報告書を取りまとめたところでございます。

今後、この報告書をもとに町民の意見を反映し、「八千代町まち・ひと・しごと創生本部」並びに議会の代表者や各分野の関係者の方々に構成されます「八千代町まち・ひと・しごと創生戦略会議」などから、さまざまなご意見等をいただきまして、各種施策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、農業政策の状況についてでございますが、農業は当町の基幹産業であり、関係機関と連携し、推進を図ってまいりました。今後さらに担い手の育成や農作物のブランド化に力を入れてまいりたいと考えております。

続きまして、日野自動車関連企業の誘致についてでございますが、受け皿となる工業用地の確保や、それに伴う各種の行政手続、日野自動車関連企業など進出企業の意向状況、さらには工業用水の問題など課題も幾つかございますが、雇用の確保、定住等の促進を図るため、県や県開発公社と密接に連携し、今後も積極的にトップセールスを行っていききたいと考えております。

最後に、教育環境についてでございますが、平成21年度までに町内各小学校において、耐震補強及び大規模改修を実施しております。耐震強度に問題のありませんでした下結城小学校につきましても、平成26年度から27年度にかけて、トイレの老朽化対策やペランダの改修を実施しております。

また、中学校においても、昨年度、八千代一中の校舎の完成に続きまして、東中学校が平成28年度に完成を目指し着工したところでございます。今後ともさらに学校施設整備計画に基づきまして、良好な教育環境の整備を行ってまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

私も任期中の公約の実現に向けまして、町政に全力で取り組んでまいりますので、小島議員におかれましても、なお一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 11番、小島由久議員、再質問はありますか。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま町長から答弁をいただきました。何点か答えはまあまあかなと思っておりますが、そのわいせつ告訴の件については納得のいかないような答弁が数々ありましたので、自分でそういう事態になったということを肝に命じて、真剣に

行政に努めていただきたい。また、一般質問に対しては、前に申したように、真剣に質問しているものでありますので、笑いながらということは、この神聖な議会で大変失礼であり、やってはいけないことでもありますので、そこいらを慎んで正式に答弁をしていただきたいということを強く要望して、私の一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

次に、7番、生井和巳議員の質問を許します。

7番、生井和巳議員。

（7番 生井和巳君登壇）

7番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、通告どおり一般質問をしたいと思えます。

まず、先日の豪雨に遭われ、被災されました皆様方にはお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。通告どおり、町税の滞納について、プレミアム商品券についての2項目について一般質問を行います。

まず初めに、日本国憲法は国民の3大義務として、教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務を負うとなっております。3大義務は国の根幹であります。特に納税の義務は、教育や教育施設、道路建設、整備、河川改修、最近目立っている大規模災害、ライフライン等、国民生活の大部分は税によって成り立っています。先日の豪雨の常総市の復旧等にも莫大な税金が投入されます。いかに納税の義務が重要なものか物語っております。税金なんか払わなくていい、何も税金なんかの世話になっていない、税金は役場の職員の給料や議員らが勝手に使っているなどの声も聞かれますが、真剣に、真摯に考えてもらいたいと思います。町においても、税の使われ方について、もっとわかりやすく広報等を考えて理解を得られるよう努力していただきたいと思います。

仕事がなく所得がない人、体のぐあいの悪い人、老齢により所得のない方など、払いたくとも払えない人や、金も仕事も資産もある、一見余裕のありそうな滞納者もいることも現実のようであると思われます。賦課された税金は、違法に賦課されたものではなく、納税すべき事由、納税力があるから賦課されるものです。それを放置することは町財政ばかりでなく、負担公平の見地からも許されないことでもあります。町民に対して納税処分をすることは、誰でも気分のいいものではありませんが、悪質と思われる滞納者には滞納処分をすることが重要であると思えます。

町では、平成17年より町税滞納整理推進本部を設置、全職員による特別滞納整理を実

施、また税務職員による定期的な滞納整理も行われていると思います。そこで質問します。1つ目として、町税の滞納額と件数、2つ目として、滞納への取り組みと効果、3番目として、租税債権機構への委託件数と金額であります。

続きまして、プレミアム商品券について質問いたします。八千代町プレミアム商品券は、商品券を発行することにより地域振興や経済活性化を推進し、町内での消費拡大を図るものです。商品券は町より4,050万円の補助を得て、八千代町商工会が実施主体となり、事業を行っています。商品券発行額は1億4,950万円で、1万3,000円の商品券、購入額は1万円です。プレミアムが30%つき、1万1,500セットであります。また、県事業との連携により、キッズカードは各戸1セット、シニアカードは所持者に1セット8,000円で2,500セット販売されました。これにより2億円以上の経済効果が期待されています。販売は6月28日より販売、事業の時期は販売開始日より11月30日までです。プレミアム商品券取扱店は、八千代町商工会員ばかりでなく、会員以外でも2%の手数料を払えば、八千代町の全事業者が参加でき、大変有意義と思います。

そこで質問いたします。私自身商工会の役員であり、大方わかっていることですが、八千代町に対してのプレミアム商品券の購入者の声と、商品券取扱店の販売と消費拡大の実感はあるのか、プレミアム商品券取り扱いの評価はどのようなものかをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 7番、生井議員のご質問にお答えいたします。

3点のご質問につきましては、関連性がございますので、一連の流れの中で随時ご説明させていただきたいと思います。

平成26年度の一般会計における町税の調定額は28億4,530万円、収入済額は26億7,736万円、収納率94.1%でございます。平成27年度に繰り越された滞納税額は1億5,488万円、件数につきましては800人、延べ9,300件でございます。

滞納への取り組み及び効果につきましては、当町の方針としまして、極力翌年度に滞納税を繰り越さないことを基本としております。市町村は地方税法を根拠とし、条例を定め、賦課・徴収義務を行います。一旦滞納税が出た場合の滞納処分につきましては、地方税が例とする国税徴収法の準用により事務手続が行われます。

まず、当町の滞納整理の根幹をなす取り組みは、納税相談であります。ここで言う相談とは、滞納者の都合を聞くだけのものではなく、早期完納を目指し、努力する方向を探るといった内容であります。例えば20回で納付したいと申し出があった場合、年収や生活の様子から判断しまして、半分の10回で完納するよう勧めます。また、住宅ローンや生命保険料を見直し、その分を税金に充ててくださいと、さらに趣味等にかかる費用を切り詰めてくださいというような交渉を行っております。自分のやりたいことを一定期間我慢し、納税を優先してくださいということを、時間をかけて話し合っております。

このような姿勢をとる理由としましては、95%以上の納期限内に納付していただける納税者の方に不信感、不公平感を持たれないこと、またいたずらに期限を延ばし、高い延滞金を納めていただくことがないよう、まさに本人の利益のためであるということで説明をしております。時に主張の食い違いにより、幾度となく話し合いが繰り返されますが、担当職員には言葉遣い等、誠意を持って接するよう指導しております。

近年研修会などで、本人に会うことなく通知文一つで処分をするよう説明する講師の方もおりますが、当町の方針は一貫しておりまして、必ず一度は本人と会って話し合い、事情を聞かせていただくことを基本としております。

次に、財産の差し押さえであります。26年度におきましては、土地などの不動産を31件、預金12件、給与・出資金・年金・生命保険を31件、合計77件を新たに差し押さえいたしました。これらの差し押さえは、いずれも納税誓約を履行しない場合、差し押さえ通知に反応しない及び来庁要請に応じていただけない場合、かつ再度の納付期限によっても、なお納付が確認できない場合に行っております。

次に、全職員による特別滞納整理であります。庁内に副町長を本部長とする組織を立ち上げ、全職員を2人1組、約70班編制とし、主に訪問、夜間の電話催告等により行いました。4,196万円を徴収依頼し、1,804万円、率にいたしまして43%の実績を上げました。滞納整理強化月間の目玉事業であります。

次に、茨城租税債権管理機構への事務移管であります。これは特に徴収困難と判断され、かつ高額案件について行っております。昨年度までの12年間で123件、1億7,813万円の徴収依頼を行いまして、9,771万円の実績であります。率にしまして55.9%であります。十分費用対効果があったものと考えております。

次に、独自の対策としまして、多重債務者に関する対応でございます。長きにわたる取り引きにより、過払い金が発生している可能性があり、消費者金融に対し、不当利得

返還請求権を行使して、払い過ぎた利息を取り戻し、それを税金に充てていただくもので、同時に債務をなくすことで、生活再建の道も開くことができるものであります。その他広報活動や督促、催告、来庁要請などの告知活動もきめ細かに実施しておりますが、その結果、平成22年度から約4,640万円、率にしまして23%の滞納税圧縮となりました。

以上、3つの質問について申し上げましたが、累積する滞納額が少なくなったとはいえ、まだ一般会計で1億5,000万円の金額が残されております。地方の景気回復がおくれているとされる中、自主財源の確保は地方自治体の緊急かつ重要な課題であります。社会及び行政事情をもとに、住民の皆様のお金に関する仕事を任されておりますので、責務を自覚いたしまして、努力する所存でありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。生井議員の一般質問に対する回答とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 7番、生井議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、プレミアム商品券への町民の声と取扱店の評価はというようなことでございます。

プレミアム商品券事業につきましては、議員もご指摘のとおり、国の経済対策の交付金を利用して、町が商工会に運営をお願いし、事業を進めているところでございます。この事業は、当八千代町におきましては、1万円で1万3,000円分の商品券を購入で切ることから、大変ご好評を得まして、発売初日の6月28日は、役場に多くの皆様に並んでいただくこととなりましたけれども、購入された皆様のご協力、そして商工会の実行委員会の方々のお骨折りによりまして、混乱することなく初日の販売を終了することができました。

また、その後の販売につきましては、交付金事業でありますので、購入意欲のある世帯に、広くプレミアム商品券を購入していただけますよう、周知活動を徹底しながら販売してまいりましたところ、準備しました1万1,500セット全てを完売いたしました。現在購入された方には、この商品券を町内各所の取扱店をご利用をいただいているところでございます。

利用された方からは、30%ものプレミアムがついて大変助かっているなどの声をお聞きしているところでございます。また、取扱店からは、今まで利用されたことがないお客様からも商品券でのご購入をいただいておりますというような話も伺っているところ

でございます。

このように好評の中で進んでおりますこと、そして事故もなく、現在進行しておりますことをご報告させていただきます。

なお、9月8日現在、町内で既に約1億500万円近くの商品券が使われてございます。回収率が約70%でございます。今後につきましても、プレミアム商品券の販売を契機といたしまして、町内での消費拡大を推進しまして、八千代町の活性化を図るとともに、プレミアム商品券のアンケート、こちらの結果なども参考に、町の商工業の振興に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 7番、生井和巳議員、再質問はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で7番、生井和巳議員の質問を終わります。

大久保武議員からはあす行いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（水垣正弘君） 次回は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時07分）